口蹄疫疫学調査チーム第４回検討会概要

１　初発農場等について

（１）これまでの現地調査、抗体検査等の結果から、ウイルスの侵入が最も早かった農場は３月３１日の検査材料でPCR検査で陽性であった６例目の農場であり、ウイルスの侵入時期は３月中旬頃と推察される。

（２）（１）と同様の結果から、１例目及び７例目の農場には、３月下旬頃ウイルスが侵入しており、１例目の発生が確認された４月２０日時点では、少なくとも１０農場以上にウイルスが侵入していたと推察される。

２　ウイルスの侵入経路について

分離されたウイルスは、今年に入り韓国、香港等で確認されたウイルスと遺伝子配列が極めて近縁であったことから、アジア地域から人あるいは物の移動等に伴って日本へ侵入したと考えられるが、現時点ではその経路を特定することは困難である。

６例目及び７例目農場では、中国産稲わらは使用されておらず、また、輸入に際して加熱条件等が定められていることから、中国産稲わらが口蹄疫ウイルスに汚染され、原因となった可能性は極めて低い。

３　感染拡大要因について

（１）川南町を中心とする地域において、感染が拡大した要因を以下のとおり考察する。

①人：発生農場からの人の動きを通じて周辺の農家へ感染が拡大した可能性がある。また、共同たい肥施設や倉庫、器具・器材の共同利用による感染拡大も考えられる。

②車両（家畜や飼料の運搬車等の畜産関係車両）：えびの市での発生事例については、川南町の関連農場から出発した家畜運搬車両等が関連していた可能性があり、他の事例においてもこれらを含む畜産関係車両が感染拡大に関与した可能性が否定できない。

③近隣伝播：ネズミ・鳥・ハエ、飛沫核（※）等を介した周辺農場での近隣伝播の可能性が考えられるが、広域に感染した原因である可能性は低い。

※　飛沫核とは、ウイルスを含む微少な粒子で、風により運ばれるが、１ｋｍ以上飛散することはない。

（２）ワクチン接種区域外への感染拡大の要因については、以下のとおり考察する。

①西都市（２８３例目）及び日向市（２８４例目）については、児湯地区の発生農場と同じ飼料運搬会社の人・車両が、その発生農場への運搬と同日または連続した日に使用されていたことが確認されていることから、この車両によりウイルスが伝播し、感染した可能性がある。

②西都市内の発生農場間（２８３例目と２８９例目）で、それぞれの農場から牛を出荷する際、同一車両が使用された例が確認されていることから、当該運搬車両を介してウイルスが伝播し、感染の原因となった可能性が高い。

③宮崎市内の３農場（２８５例目、２９１例目及び２９２例目）の発生については、同一地区に存在し、農場間の距離が数百メートル程度であることから、飛沫核による近隣伝搬の可能性を否定できない。

４　今後の飼養衛生管理・防疫措置に関する提言

今回の発生事例を受けて、既に実施されている項目もあるが、これまでに確認された疫学調査等の結果を踏まえ、改めて今後の飼養衛生管理・防疫措置について下記の提言を行う。

（１）畜主は飼養衛生管理（管理記録の保存を含む。）を徹底し、流涎、跛行等口蹄疫の臨床症状の早期発見を含め、毎日欠かさず家畜の健康観察を行うとともに、異常を確認した際は直ちに獣医師・家畜保健衛生所へ通報すること。

（２）関係者以外の農場への立入を極力控えること。また、関係者が農場へ立ち入る際も農場ごとの専用の長靴及び作業着を着用し、消毒を徹底すること。

（３）飼料運搬車両等については、車体の外側だけでなく、運転席内や荷台についても十分に消毒すること。（例：適切な消毒薬を湿らせたタオル等によるハンドル等の消毒、運転マットの洗浄及び消毒等）

（４）ワクチン接種農場や防疫措置完了後の農場における家畜排せつ物・飼料等の処置については、「口蹄疫に汚染されたおそれのある家畜の排せつ物等の処理について」（平成２２年７月１日付け２２消安第３２３２号動物衛生課長通知）に基づき、県は適切な処理を行い、確実にウイルスを不活化すること。

（５）都道府県は今後の発生に備え、迅速な早期殺処分・埋却を実施するための埋却地の確保の調整を行い、発生時に大量の人材・資材を投入するための体制の構築に努めること。